

平成30年 第2回斜里町議会定例会会議録（第3号）

平成30年6月22日（金曜日）

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第48号 工事請負契約（斜里中学校グラウンド整備工事）の締結について
- 日程第3 議案第49号 斜里町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結について
- 日程第4 同意第4号 固定資産評価員選任の同意を求めることについて
- 日程第5 意見案第3号 教職員の長時間労働解消に向け、抜本的法整備を求める意見書（案）
- 日程第6 意見案第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）
- 日程第7 意見案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第8 意見案第6号 平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
- 日程第9 意見案第7号 北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書（案）
- 日程第10 議会のあり方調査特別委員長報告
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第12 議員の派遣について

◎出席議員（14名）

1番 佐々木 健 佑 議員	2番 若 木 雅 美 議員
3番 大 瀬 昇 議員	4番 官 内 知 英 議員
5番 櫻 井 あけみ 議員	6番 久 保 耕一郎 議員
7番 久 野 聖 一 議員	8番 小笠原 宏 美 議員
9番 桂 田 鉄 三 議員	10番 海 道 徹 議員
11番 今 井 千 春 議員	12番 須 田 修一郎 議員
13番 金 盛 典 夫 議員	14番 木 村 耕一郎 議員

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

馬 場 隆 町 長

阿部義則	副町長
村田良介	教育長
小林鋼一	代表監査委員
島田秀一	農業委員会会長
北雅裕	総務部長
馬場龍哉	民生部長
塚田勝昭	産業部長
芝尾賢司	国保病院事務部長
岡田秀明	教育部長
百々典男	会計管理者
伊藤智哉	企画総務課長
鹿野能準	財政課長
茂木公司	税務課長
高橋正志	ウトロ支所長
増田泰	環境課長
島津勝景	総務部参事
大野信也	住民生活課長
高橋佳宏	保健福祉課長
鹿野美生子	こども支援課長
高橋誠司	農務課長、農業委員会事務局長
平田和司	水産林務課長
河井謙	商工観光課長
荒木敏則	建設課長
榎本竜二	水道課長
菊池勲	生涯学習課長
村上隆広	博物館長
佐々木剛志	公民館長
南出康弘	図書館長
村上和志	選挙管理委員会・公平委員会事務局長、監査委員書記

◎議会事務局職員

阿部公男	事務局長
竹川彰哲	議事係
鶴巻美奈	書記

◇ 開議宣告 ◇

●木村議長 会議に先立ちお知らせをいたします。議会への報告関係ですが公益社団法人知床財団平成29年度経営状況説明書類及び斜里町土地開発公社平成29年度決算報告書が提出されておりますので、議員各位に配布しております。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◇ 会議録署名議員の指名 ◇

●木村議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により金盛議員、佐々木議員を指名いたします。

◇ 議案第48号 ◇

●木村議長 議案集2号をお開きください。日程第2、議案第48号、工事請負契約（斜里中学校グラウンド整備工事）の締結について、を議題といたします。内容の説明を求めます。鹿野財政課長。

●鹿野財政課長 （議案第48号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。これから議案第48号の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。宮内議員。

●宮内議員 中学校のグラウンド整備については、3月議会でも概要の説明がありました。平成30年度施工部分と31年度施工予定部分に分かれて工事の内容も異なると承知していますが、31年度に施工される部分については、人工芝を使用して表面を施工する内容だったと思います。

しかし、あまり事例がない状況だと過日説明を受けていますが、その責任といたしますか人工芝の部分についてトラブルなどがあった場合に、どこが責任を負うのかについて伺います。

●木村議長 荒木課長。

●荒木建設課長 今年度やるのは表面がクレイ、土のままで。31年度が予定として人工芝ということで、事例がないのは、クレイの部分と人工芝が相まって、今、全国的にいろいろな学校のグラウンドは人工芝になっています。全面人工芝は結構多いようなので、斜里のような半分がまだクレイで残るところの実例があまりないということで、その実例も使い方として夏はサッカーや陸上も使いながら、冬はスケートリンクで使う事例がないということになっています。

人工芝の問題があった時ですが、今の検証では問題がないという見解で進んでいます。

●木村議長 宮内議員。

●宮内議員　しかし、実例がないということは、スケートリンクとして利用する場合、特に冬季の利用状況が懸念されますが、人工芝を貼った部分と貼らない部分に分かれて、表面にスケートリンクを造成することになります。条件が違いますからトラブルがないとは限りません。その場合にさまざまな協議をし、研究試験なども行いながら工事を実施することも過日説明がありました。それは人工芝を担当する業者やメーカーがそういったことを考えていると推測されますが、今回、元請けになるのは土橋、丸七高橋経常建設共同企業体です。もしトラブルがあった場合には、ここが責任を持って対応するのが通常は当たり前ですが、それでよいのかどうかの確認です。

●木村議長　荒木課長。

●荒木建設課長　今回、人工芝まで施工しないので、あくまでクレイの部分しか30年度は施工しません。人工芝に問題があるかどうかは、我々発注者側がほかのところと条件が違うので、こういう形で問題になるということで認識していることで、メーカーとしては今まで実例がなかったのですが、いろいろな技術的な検証などでは皆さん問題はないと言っています。だけれどもやったことがないので、その辺が問題が出るかということで懸念しているところです。

平成30年度はクレイの部分しか施工しませんので、人工芝は一切今年は何も入っていません。

●木村議長　宮内議員に申し上げます。この契約内容についてのご質疑でよろしくお願います。他、ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長　ないようでございますので、これをもちまして、議案第48号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第48号討論・採決 ◇

●木村議長　これから、討論採決を行います。議案第48号について、討論ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長　討論なしと認めます。

これから、議案第48号について、採決を行います。議案第48号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長　異議なしと認めます。よって議案第48号については、原案のとおり可決されました。

◇ 議案第49号 ◇

●木村議長 日程第3、議案第49号、斜里町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結について、を議題といたします。内容の説明を求めます。榎本水道課長。

●榎本水道課長 (議案第49号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容の説明が終わりました。これから議案第49号の質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、議案第49号の質疑を終結いたします。

◇ 議案第49号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。議案第49号について、討論ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号について、採決を行います。議案第49号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって議案第49号については、原案のとおり可決されました。

午前10時13分

◇ 同意第4号 ◇

●木村議長 日程第4、同意第4号、固定資産評価員選任の同意を求めることについて、を議題といたします。内容の説明を求めます。馬場町長。

●馬場町長 (同意第4号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容の説明が終わりました。ただ今の同意第4号について質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、同意第4号についての質疑を終結いたします。

◇ 同意第4号採決 ◇

●木村議長 これより、同意第4号について、討論を行わず、採決を行います。同意第4号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって同意第4号については、同意することに決定いたしました。

◇ 意見案第3号 ◇

●木村議長 日程第5、意見案第3号、教職員の長時間労働解消に向け、抜本的法整備を求める意見書（案）を議題といたします。提出者からの説明を求めます。大瀬議員。

●大瀬議員 （意見案第3号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。これから、意見案第3号について、質疑を受けません。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

◇ 意見案第3号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。意見案第3号について討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、意見案第3号について、採決を行います。意見案第3号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって意見案第3号については、原案のとおり可決されました。

◇ 意見案第4号 ◇

●木村議長 日程第6、意見案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算確保・拡充と就学保障に向けた意見書（案）を議題といたします。提出者からの説明を求めます。大瀬議員。

●大瀬議員 （意見案第4号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。これから、意見案第4号について、質疑を受けません。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

◇ 意見案第4号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。意見案第4号について討論ございませんか。（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、意見案第4号について、採決を行います。意見案第4号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって意見案第4号については、原案のとおり可決されました。

◇ 意見案第5号 ◇

●木村議長 日程第7、意見案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書(案)を議題といたします。提出者からの説明を求めます。金盛議員。

●金盛議員 (意見案第5号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。これから、意見案第5号について、質疑を受けません。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

◇ 意見案第5号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。意見案第5号について討論ございませんか。(「なし」という声あり。)

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、意見案第5号について、採決を行います。意見案第5号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって意見案第5号については、原案のとおり可決されました。

◇ 意見案第6号 ◇

●木村議長 日程第8、意見案第6号、平成30年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)を議題といたします。提出者からの説明を求めます。若木議員。

●若木議員 (意見案第6号 内容説明 記載省略)

●木村議長 内容説明が終わりました。これから、意見案第6号について、質疑を受けません。ご質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

◇ 意見案第6号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。意見案第6号について討論ございませんか。
（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、意見案第6号について、採決を行います。意見案第6号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって意見案第6号については、原案のとおり可決されました。

◇ 意見案第7号 ◇

●木村議長 日程第9、意見案第7号、北海道主要農作物種子条例の制定に関する意見書（案）を議題といたします。提出者からの説明を求めます。久保議員。

●久保議員 （意見案第7号 内容説明 記載省略）

●木村議長 内容説明が終わりました。これから、意見案第7号について、質疑を受けます。ご質疑ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 これをもちまして、質疑を終結いたします。

◇ 意見案第7号討論・採決 ◇

●木村議長 これから、討論採決を行います。意見案第7号について討論ございませんか。
（「なし」という声あり。）

●木村議長 討論なしと認めます。

これから、意見案第7号について、採決を行います。意見案第7号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」という声あり。）

●木村議長 異議なしと認めます。よって意見案第7号については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。再開を11時ちょうどいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

◇ 議会のあり方調査特別委員長報告 ◇

●木村議長 休憩を解き、会議を開きます。日程第10、議会のあり方調査特別委員会に付託した調査結果について、委員長の報告を求めます。議会のあり方調査特別委員会、金

盛委員長。

●金盛議会のあり方調査特別委員会委員長 議会のあり方調査特別委員会の調査結果について報告をいたします。資料の2ページをご覧ください。この報告書の構成は、調査目的、調査期間、調査体制、調査担任及び調査項目、および調査結果からなるものです。

まず、一点目の、調査目的は、ここに記載のとおりですが、要約すると平成27年の議会議員選挙が無投票であった。これはいってみれば中間民主制として不完全な形だと言わざるを得ない。町民にとっても選択の機会が得られなかった問題があります。これでよいかということが一つの課題になって、さらにはなり手の問題にもつながります。

二点目は、定数、報酬の問題ですが、これについては兼ねてから町民の間から、定数、報酬ともに多すぎるのではないか。また、逆に少ないのではないかという二つの意見があった。これに対して議会としてどう答えるかということがありました。

三点目は、少ない女性議員や若者議員、特に女性については社会構成の半分もしくは半分以上を占めるにも関わらず、地方に行くほど小規模自治体ほど女性の議員数は少ない。これは取りも直さず政策決定にひずみをもたらすのではないか、そういう懸念されることから対策が求められるのではないか。

四点目は、平成24年に自治基本条例を制定しましたが、その中で議員の責務や議会の責務について町民にお約束をしました。これは果たして守られているのかどうか、これも検証が必要である。

これら大きく四点に分けて特別委員会を設置しました。調査期間については、平成27年9月から30年6月、今、議会までです。

3番目の調査体制ですが、これは議員全員参加による特別委員会としています。その中で第1部会から第4部会まで四つの部会を設けて、それぞれ議会運営、総務文教、産業厚生、議会広報の各委員会を当てはめた体制で臨んでいます。

四点目の、調査担任及び調査項目ですが、この四つの部会にそれぞれ課題を設定しています。第1部会については、議員定数、報酬から事務局体制まで7項目。第2部会では、政務活動費から政策会議まで5項目。第3部会については、夜間、休日議会から監視、政策提言までの5項目。第4部会については、対話集会等から18歳年齢引き下げについての3項目。そのほか共通課題として、学識経験者との講演会や町民意識調査等の3項目の設定で、全部で23項目になります。

最後、5番目の調査結果についてですが、これら各部会の調査結果に基づいて全体会議に諮り、これをまとめた結果が今回報告する内容です。ただし、これは本当の結論だけ記載していて、詳細は別冊の附属調書があります。原稿としては完成していますが、ページ数が130ページになる内容ですので、19日に最終確認をしたのち、いくつかの点で重複や欠落等があって、それらの整理をしていた関係上間に合わなかったこともありますので、今、お手元には配布できていません。後ほどインターネット、もしくは紙ベースで提

供するまで、19日提出の資料で代用をお願いしたいと思います。

各項目に関する調査結果について報告します。1番目の議員定数については、13人とするのが適当である。現行14人から1名減で13人とするのが結論です。これは今まで近隣町村との比較で定数が語られていましたが、この方式を取らない、あるいは人口割という意見もありましたが、これについても取らない考え方で整理をしています。

議会活動を活発化する中心となる委員会活動はどうあるべきかを起点に定数を考えました。そうしますと、委員数の最少限を6人として、これに議長を加えて13人というのが結論です。また、この間いくつか議員からも意見がありましたが、町民の意見を広く求める関係上多いほうがよいだろうということで、14人から削減すべきではないという意見もありましたし、議会モニターからもなり手対策もある、町民の声を聞くという意味から削減すべきではないという意見があったことを付け加えたいと思います。

二点目の、議員報酬ですが、結論としては当面現行水準とするものです。定数、報酬のいずれも法定、いわゆる全体的な基準がないので、我々の判断として示しますが、町民に理解されるような合理性や妥当性があるかどうかを根底に据えていろいろ議論をしてきました。

議員報酬の算定方式の一つには、定数と同じように近隣町村との動向を比較するのが一点、これが一番多いのですが、その他に日当方式もあります。さらに議員の活動を評価して決めるべきという評価方式。年齢格差、これはなり手を確保するための年齢格差方式。そういったさまざまな方式がありますが、それらについて検討した結果、活動実績を積み上げて町長の給与と比較する積算方式が最も妥当であり、合理性が高いという結論に達しました。そのうえで各議員の活動実績を積み上げて、町長の給料と比較したところ、議員19万円に対し、4万1千円ほどの引き上げの試算結果が出ました。

しかし、今回の結論としては試算結果によらず、当面現行の水準を維持するという結論に達しました。それには現在の活動内容が、会期不継続の原則の中でかなり拘束性が高い、委員会活動が自由に行われない中で、公務、非公務に分けて計算した場合、かなり説明が難しい部分もあることから、現時点では議員活動をそのまま根拠とした金額反映は難しいという結論です。

もう一つは、町民意見に代わるものとして議会モニターから意見をいただきましたが、議会あるいは議員としてやるべきこと、例えば団体意思の決定、行政監視、政策形成など、これらが単に時間の積み上げで計算するのではなく、内容で考えるべきではないか。成果によって判断すべきというご意見もいただきました。これは大変重いご指摘で、これらについて通年議会等や委員会活動の活発化を目指して進める中で、町民理解を得る必要があるのではということから、当分の間、現行水準でいこうという結論に達しました。

三点目の、委員会の在り方については、先ほどの定数13にした結果もありますが、もう一つは委員会の論理性の確保を最低条件とする設定です。それからすると6名ですが、

片方では全体を委員会の在り方と併せて定数を定めましたが、6名だとどうしても2委員会しかできないので、これに議会運営委員会、広報委員会をそれぞれ兼任する形を現行どおりとすることでしかできないのではないかとということで、現状の維持という結論です。

ただ、今の活動の内容については、広報、広聴、特に広聴活動の充実が求められていることで、それぞれ議会運営委員会が担っている部分についても一度担任の在り方等も含めて見直し、検討をする必要があるのではないかと指摘もあります。

もう一点、特別委員会についてはその都度設置されますが、決算審査特別委員会については、従来その都度6名ほど選ばれて任に当たっていましたが、予算審議と同じようにこれについては全員で当たるべきという考えから、決算審査特別委員会については、予算審議との連続性を保つ意味で全員で当たることで結論を得ました。これから取り組もうとしている政策形成サイクルの確立とも連動する内容です。

4番目の、会期についてですが、通年会期制に移行する必要があるというのが結論です。その形態は次期改選後からになりますが、自治法102条の規定による通年議会。現在、同じ102条の規定に基づく年4回の定例会を設定していますが、これを1回にするものです。その始期周期も議員の任期に合わせるのが適当だろうという結論です。これについては今後、町長部局との協議が必要ですし、条例改正、規則改正が必要となります。

通年議会制に移行する一番の理由としては、会期不継続の原則によって委員会活動が著しく拘束されて、議会の活発化はこれによって非常に難しいものがあるという判断から、通年議会への移行が特に重要視されたということです。

五点目の、一問一答と反問権については、現行どおりにするのが適当という結論ですが、この一般質問の在り方については非常に重要な意味を持っていますが、これについては一層の研さんが必要であることで特別に研修会等も設けました。

六点目の、追加議決事件については、法定のほか自治基本条例の設定があります。例えば憲章や町の宣言、総合計画等については議決要件とする内容です。自治基本条例制定以前にあった議決条例については廃止しました。そのこともあって今後の課題として、そのほか追加事項についてはどういったものがあるか引き続き検討する必要があると含みを持たせています。

7番目の、事務局体制ですが、現行3名体制、これは最低限の意味で必要不可欠ですが、今後、政策サイクル化等さまざまな取り組みが予定されています。特に議員の場合は4年任期の中での任務に就きますが、法務能力については追い付かない実態です。こういったものをカバーするためには議会事務局の充実は不可欠という意味で、今後の動向にもよりますが法務能力の強化を含めて、近い将来増員を図る必要があるという結論です。

八点目、政務活動費は当面導入しない。背景としてはほかの自治体で新聞等で報道されている事案、芳しい事例が紹介されていないこともあって、その辺も若干考慮したのも事実ですが、政務活動費については、議会活動や議員活動をどう展開していくのか、どう担

保するか、そのための政務活動費と考えると、これから委員会活動や通年議会の中での我々の活動いかんによっては、町民の理解を得られるかどうかに関わってくるのももう少し時間が必要だろう。必要性は認めつつ現時点では導入しないという結論です。

次に、9番目の、附属機関ですが、現行自治法では附属機関を議会に置くことはできないという判断を再確認しています。先進議会といわれているところでは、自治法に禁止と書いていないものについてはやってもよいという論法で置いています。しかし、斜里町議会においては、この法解釈からすれば置けないという結論を出しています。

ただ、議会モニターやこれから検討する議会サポーターについては、必要であるという判断です。これらについては附属機関ではなく新たに法改正で設けられた自治法100条の専門的知見の活用、議会モニターについては厳しい部分はありますが、これを適応して設置すべきであるというのが附属機関に関する結論です。

10番目の、議員の専業、非専業の問題です。これも盛んに議員のなり手の問題等に関連して全国的に議論されていますが、斜里町議会ではこれについて特別な体制を組むことは難しい。つまり当面は今の非専業形態を基本としながら議員の資質向上や住民との意思疎通を図るべきということです。意思疎通を図るといことは、広報、広聴活動を充実するという意味合いです。

11番、会派の在り方についてですが、会派についても法定ではありません。任意で置かれていますが、一般的に同じ理念や考えを持つ議員による議会内の任意の政策集団です。一応斜里町においては2名以上で構成することで、従来は議長に届け出をしていましたが、公式の団体ではなくあくまでも任意の団体であるということで事務局長に届け出をすることが適当であるという考え方です。事務局長に届け出をするのは、例えば会派の中で勉強会をする場合は図書室等を使うこともあります。従って施設管理上のこともあるので事務局長に届けることにしました。公的な団体ではないことから、会派代表者会議は規則の中から削除します。

12番目の、政策会議ですが、これも今回の議会の在り方の中で論議されている重点項目の一つですが、この政策会議の場を政策形成の場とする。自由活発な議員間討議、これは自治基本条例でも規定していますが、なかなか進められていなかった反省も含めて、あらためて確認しました。

13番目の、夜間、休日議会は行わない。これは自治法改正で102条の2で通年の会期制が新たに設けられました。趣旨は、勤労者等も議会に出やすいようにするものでしたが、月に定例日を設けて毎月開催し予見性を高めるものですが、その中で夜間、休日議会の形でも論議されています。そういう意味で、102条の2との関連性で夜間、休日議会も議論してきましたが、しかし、いろいろ調査した結果、むしろ斜里町議会においては弊害が大きいのではないかと。例えば説明員を拘束することであつたり、若者や女性が土曜、日曜に出るのは、全体的なボランティアの考えに徹底すればよいが、一定の公職として任

に就くことについては実効性に乏しいという判断から夜間、休日議会は行わないという結論です。ただ、18歳対策としての取り組みの中で夜間、休日議会をイベント的に行うことはやるべきという考えです。

14番の、議員環境阻害要因についてです。これは議員のなり手の問題に関わる課題ですが、さまざまな要因があってこれがよいというのはありませんでした。こういった要因を阻害すればもっと出やすいというものも具体的に見つからなかったですが、その中でも選挙公営は拡大するべきです。いってみれば従来の選挙が、地盤、看板、鞆のスタイルが主流でありましたが、今の人口動態の変動、郡部と市街地の構成の偏向などさまざまな要因からすれば、むしろ誰であれ広く主張を町民に届けるうえで判断を仰ぐのが望ましい。そういう意味で、まず選挙公営の拡大、具体的には選挙公報の発行は絶対不可欠です。また、法改正が必要ですが、合同個人演説会の実施。こういったことも将来視野に入れる必要があるというのが結論です。

15番目については、女性議員の割合を定めることについてですが、現在は憲法解釈の問題から実施できないことになっています。また公職選挙法もそのような規定になっていて、女性だけの一定の割合を確保することは難しい。社会構成の半数以上を占める女性が政策決定の場における役割は小さいのが現状で、政策決定にひずみをもたらす要因にもなり得ることから国レベルでも女性参画に向けた法整備がなされていますが、3月議会においても意見書を提出しましたし、5月に法も整備されましたが、政治分野における男女共同参画法の推進に関する法律はあくまでも理念法で、具体的には公職選挙法を改正しないと実現できません。その辺も視野に入れた改正といわれていますが、大規模市や都道府県単位は正当性や比例代表制の導入も可能性はないわけではないと思いますが、小規模町村においては、ほとんどそれについては不可能なことから、今後、どういった方法がよいか引き続き調査、検討する必要があるだろう。

16番目の、所管調査についてはこれまでどおりですが、しかし、委員会活動を活発化する意味では事前の準備や事後の報告、公表などをしっかりやっておく必要がある。町民に対する見える化を進める必要があります。

17番目の、監視・政策提言は、提言だけではなくて、提言というと町長に対して提言をすると捉えるように印象付けられますが、これは自ら政策を作り上げていく。現行法においても議案の議員提案は認められていますので、委員会提案や議員提案が積極的に行われるように政策形成が必要です。そのためには予算審議から決算審査まで一連の政策形成サイクルの確立が必要です。決算審査特別委員会については、議長、監査委員を除く全員が当たるべきと結論付けをしました。

もう一点は、監視、検証、評価、政策提言については、言いつばなし、聞きつばなしではなく、それぞれタイミングを捉えて調書を作成して公表する必要があるという考え方で。また、法改正で地方の改正がありましたが、議選監査委員に対する考え方の整理です。

議選の監査委員を条例で定めれば選任しないことができる規定が新たに設けられましたが、これについては引き続き検討する必要があります。

18番目の、対話集会、説明会、議会報告会については、自治基本条例でも明確にしているように町民は主権者で、我々はその主権者から選ばれて仕事をしていることをあらためて言うまでもないことですが、我々の仕事を説明する責任があることから、広報、広聴活動を積極的に行うべき。なかなかこれも取り組めていませんでしたが、具体的に地域別や団体別など先進事例もたくさんあるので、これらを参考にしながら実施する必要があるだろう。広報、広聴という位置付けでの進め方が必要です。

19番は、議会広報です。現在は定例会に合わせて年4回の発行ですが、通年議会が実施されることになるとそれに合わせて臨時号の発行等も考えられます。年4回のほかに臨時号の意味は、通年議会に移行したとしても定例の会議の年4回は変わらないと今のところは想定しています。閉会中の委員会活動が自由に行われるようにするための通年議会というのが主たる目的から、この委員会活動なども町民にお知らせの意味で臨時号の発行等も必要になるのではないかということです。

20番目の、18歳年齢引き上げに対する議会の取り組みですが、無投票、欠員のほかに、投票率の低下は深刻です。斜里町はほかの町から見れば比較的高いほうではあるが、これがずっと続くかどうかはわからない。しかも減少していることは間違いない。これに対する対策は必要です。

法改正で18歳まで選挙権が得られることになったことから、小中学生や高校生を含めた模擬選挙や模擬議会、ワークショップ等を題材にして関心度を高めてもらうことが必要です。

21番目は、学識経験者の講演会は我々の勉強会ですので、本来議員には研修はないという考え方もありますが、ここではしっかりと勉強して議会活動に臨むことが大事ということで、これらを実施した経過報告なので内容は省略します。

22番目ですが、町民意識調査は当初計画しましたが、さまざまな調査実例を調べた結果、今の時点でまだ住民周知が不十分の中で町民アンケートを取るのには難しいという判断から、これに代わる形として議会モニター制を取り入れました。現在のところは議長の私的諮問機関の位置付けで臨時的に置くものなので、102条の2の専門的知見の活用を応用してこれを入れるということです。町民の意見を聞くことも当然ですが、議会活動を町民はどう見ているかを具体的に評価してもらうことも今後必要になってくるのではないかと。第三者機関としての役割も期待してよいのではないかとこの位置付けで設置すべきという考えです。

議員の意識調査についてですが、今回の特別委員会で、自治基本条例を基準にして我々の活動がどうであるかを自己評価しました。その結果については附属調書の中に取り込んでいます。別冊で用意していましたが、今回の調書の中に組み込んでいます。その結果、

政策形成力が弱い、広聴活動が弱いのが共通認識であるので、これからそれに向けて取り組みを強化する必要があります。

以上の結果を踏まえて、今後、実現に向けて例えば通年議会等も含めて町長との協議が必要になりますし条例規則の整備も必要なので、可能な限り早い機会に議会運営委員会等にお諮りをして実行されるように希望します。

以上です。

●木村議長 ただ今、委員長より、調査結果の報告がなされました。以上で、委員長報告は終了いたします。

◇ 閉会中の継続調査 ◇

●木村議長 日程第11、閉会中の継続調査の申し出について、を議題といたします。各常任委員会及び議会運営委員会から、その所管事務について、それぞれ議会閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇ 議員の派遣について ◇

●木村議長 それでは、日程第12、議員の派遣について、を議題といたします。

6月26日から28日の間、産業厚生常任委員会が美瑛町や札幌市を中心に道内所管調査を行うことについて。

7月1日から4日の間、竹富町で開催される町制施行70周年記念式典などに、私が出席することについて。

7月11日から13日の間、総務文教常任委員会が函館市や福島町を中心に道内所管調査を行うことについて。

7月16日、美幌町で開催される陸上自衛隊美幌駐屯地創立67周年記念事業に、私が出席することについて。

7月18日、北海道大学生への講師として、金盛副議長を派遣することについて。

8月1日から3日まで、弘前市で開催される、弘前ねぶたまつりに、私が出席することについて。

8月8日、小清水町で開催される、斜里郡3町議員研修会に、議員が出席することについて。

8月21日から22日まで、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会

広報研修会に佐々木議員、櫻井議員、久野議員が出席することについて。

以上、議員の派遣についてご承認いただくことに、ご異議ございませんか。

(「なし」という声あり。)

●木村議長 異議なしと認めます。本件については、そのように承認されました。

◇ 閉会宣言 ◇

●木村議長 以上で、今、定例会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第2回斜里町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦
労さまでした。

午前11時39分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 年 月 日

斜里町議会議長

署名議員

斜里町議会議員

斜里町議会議員